

5. 地域医療振興協会健康保険組合 組合会議員及び役員に対する旅費 及び報酬補償規程

(役員等の旅費)

第1条 議員及び役員がその職務のため旅行するときは、この規程に定めるものを除くほか、公益社団法人地域医療振興協会事務局旅費規程による旅費の支給の例によるものとする。ただし、旅費に相当する費用を組合以外から支給されるときは、その限度においてこれを支給しない。

(役員等の報酬補償)

第2条 議員及び役員がその職務を行うために、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、その受けることのできなかった報酬額を補償することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。